

岩沼市駅前広場の使用許可等に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、岩沼市駅前広場設置条例（平成26年条例第23号。以下「条例」という。）第5条に規定する使用許可、条例第7条に規定する使用料等の免除及び条例別表に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業行為)

第2条 条例第5条第1項第1号の規定による「地域振興を目的とした営業行為」とは、次の各号のいずれかに該当する営業行為をいう。

- (1) 地域振興イベントの開催及び当該イベントへの出店
- (2) 地域経済の活性化、駅前の賑わい創出、市民交流の場又は市民の利便性の向上を目的とした営業行為
- (3) 中小企業・小規模企業の振興を目的とし、市内の中小企業・小規模企業が自社やその事業、商品やサービスなどについて紹介する営業行為

(使用許可の基準)

第3条 条例第5条第2項の規定による使用許可について、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 拡声器及びマイク等を使用して通行者に呼びかける行為
- (2) 特定の個人又は団体のみの利益となる行為
- (3) 特定の個人又は団体を誹謗中傷する行為
- (4) 花火、たき火等、周囲に飛散するおそれのある火気を使用する行為
- (5) 宗教の布教行為
- (6) その他市長がその使用について不適當と認める行為

(使用料等の免除基準)

第4条 条例第7条の規定による使用料等の免除は、次の各号のいずれかに該当するときにできるものとする。

- (1) 市が主催、共催等する事業
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が使用するとき。
- (3) その他市長が認めるとき。

(使用できる場所)

第5条 条例別表（第6条の表）において区画1から区画4までの位置は、別紙のとおり定めるものとし、全面とは、区画1から区画4までの全て（ただし、使用者の希望によっては、駐車場の一部を含む）とする。

（団体）

第6条 団体とは複数の法人又は個人により構成され、「団体名」及び「イベント名」を用いて集客等の行為を行うものをいう。

2 団体が申請する場合、団体を構成する者のうち市外に所在地又は住所を有する者が半数以上となる団体は、市外の利用者とみなすものとする。

3 岩沼市駅前広場設置条例施行規則第3条に規定する1月当たりの使用を許可する日数は、団体の使用を許可する日数にその団体を構成する法人又は個人の使用を許可する日数を含めない。また、団体間で構成する者が著しく重複している複数の団体は、代表者が異なっても同じ団体とみなすものとする。